

奈良県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年六月二日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人大沢眼科	大和郡山市柳町七〇番地一	令和五年三月三十一日
辻整形外科	大和高田市片塩町三番二号 堀田ビル一階	令和五年三月三十一日
井上医院	天理市川原城町三四七―八	令和五年三月三十一日
梅川皮膚科	香芝市旭ヶ丘五丁目三六―一	令和五年三月三十一日
医療法人枅岡診療所	香芝市磯壁四丁目一六二番地の一	令和五年三月三十一日
トモエ薬局真美ヶ丘店	香芝市真美ヶ丘六丁目一番一九号	令和五年三月三十一日
うさぎ薬局	香芝市瓦口三三―一	令和五年三月三十一日
医療法人岡本クリニク	大和高田市本郷町二番一号	令和五年四月三十日

プライム薬局	松井医院	
大和郡山市柳一丁目一三番地 天野ビル一階	北葛城郡上牧町片岡台二丁目六 一五	
令和五年四月三十 日	令和五年四月三十 日	日